

特殊車両取り締まりを実施します ～老朽化する社会資本の保全を目指して～

特殊車両指導要領の改正後3回目実施

国土交通省富山河川国道事務所は、以下のとおり特殊車両取り締まりを実施します。取り締まりを強化することで違法車両を排除し、老朽化する社会資本を保全していくことを目的とするものです。

【昨年度の特車取り締まり状況】



○取り締まり内容

1. 日 時 平成25年8月28日(水)14時から16時まで
※雨天時は中止する場合があります。
2. 場 所 国道41号 細入警察検問所及び車両計測所
(富山市庵谷地先)
3. 取り締まり方法 取り締まり時には車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し、特殊車両通行許可証の内容確認を実施。違反車両には、警告書を交付する。
4. 取材について 当日の取材は可能(要事前連絡)

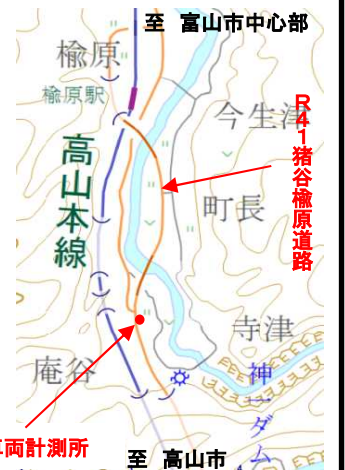
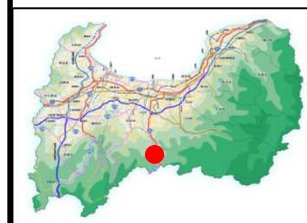
特殊車両指導要領の改正の背景

- ・我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路橋をはじめとした社会資本の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められている。
- ・しかしながら、規定を超える過積載重量の車両通行により道路損傷が増大している。



- ・国土交通省では、特殊車両指導要領の改正により平成25年3月1日から取り締まりを強化しており、違反走行を繰り返し行った場合、会社名の公表を行っています。悪質な違反者には、許可取消等の措置を実施します。

取り締まり位置図



お問い合わせ先

パレットとやま

北陸地方整備局 富山河川国道事務所 道路管理第一課長 山下 忠 男
TEL 076-443-4722(直通)
FAX 076-443-4723(直通)

補足説明資料

◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル



これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です！

◎ ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられ、このルール違反の車両が非常に大きな比率を占めている状況にあります。また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっています。特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

橋梁床版に与える影響は、トレーラー(5軸)の重量が2倍になると、20tのトラック(3軸)の交通量が約4,000倍になった場合と同程度です。



舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



橋の裏面の様子

